

門真市立水桜学園 給排水設備点検業務

特記仕様書

門真市教育委員会事務局
教育部 教育総務課

仕様（清掃点検の方法・内容）

1	清掃員の派遣	受注者は、業務に際して清掃員を次の要領で派遣し、各種法令と以下の項目に基づき、円滑に業務を遂行すること。
2	実施場所	門真市立水桜学園
3	委託期間	契約締結日から令和11年3月31日まで（標準仕様書のとおり）
4	業務対象	(1)受水槽 (2)高架水槽 (3)消火水槽
5	清掃の範囲	<p>(1)受水槽</p> <p>I . 沈殿物質および浮遊物質の除去</p> <p>II . 床面付着物質の除去および清掃</p> <p>III . 壁面付着物質の除去および清掃</p> <p>IV . ポールタップ、電極棒、フートバルブ、吸込管など配管の汚れ、錆落しおよび防錆処置</p> <p>V . 天井面の清掃</p> <p>VI . その他汚れている部分の清掃</p> <p>(2)高架水槽 受水槽の清掃に準ずる。</p> <p>(3)消火水槽 受水槽の清掃に準ずる。</p>
6	現場写真	業務施工前の状態および施工中と施工後の現場写真を撮影して、学園管理担当者に提出すること。清掃後に現状バルブ等の復旧を確認し、満水確認写真を添付すること。
7	報告書の提出	すべての業務完了後、水質試験結果および完了報告書（学園立会者捺印）を学園管理担当者に2部提出すること。
8	遵守事項	<p>(1)水槽の清掃に際しては、清掃員の健康状態に十分注意して業務に携わること。</p> <p>(2)清掃を実施する前に、清掃員の一覧表、全員の健康診断書（6か月以内のもの）、清掃作業計画書を学園管理担当者に提出すること。</p> <p>(3)作業衣および使用器具については、槽清掃専用のものとし、作業が衛生的に実施されるよう十分に消毒して使用すること。</p> <p>(4)作業中の事故防止については、十分に留意して行うこと。</p> <p>(5)作業終了後、消毒を行い、水槽及び末端給水栓より採水し、水質検査（5項目（味、臭気、色度、濁度、残留塩素）の簡易検査）を実施し、検査結果報告書を提出すること。</p> <p>(6)学園の水道などを使用した場合は、その後始末を確実に行うこと。</p> <p>(7)配電盤などは、必要以上に操作しないこと。また、操作した場合は、必ず元の状態に戻しておくこと。</p> <p>(8)業務に必要な機材は、受注者負担とする。</p> <p>(9)清掃員は、勤務中に飲酒または酒気を帯びて勤務してはならない。</p> <p>(10)作業日程については、学園及び教育委員会の日程にあわせること。</p> <p>(11)作業日程の調整については、受注者が学園及び学園管理担当者と実施すること。また、その日程について、学園の機械警備を実施している警備会社の監視センターに連絡すること。</p> <p>(12)作業点検後、蓋は確実に締めておくこと。また、蓋の劣化があった場合は報告し、新しい蓋に取り替えること。</p> <p>(13)受水槽、高架水槽の不具合、故障箇所等について、今後の修繕の参考とするため、不良箇所一覧表及び見積書を提出すること。</p>

令和 年 月 日

受水槽・高架水槽清掃点検完了報告書

門真市教育委員会 様

受注者 住所

氏名

建築物名称	
建築物の所在地	
建築物の設置者	門真市教育委員会
建築物の管理者	
清掃点検年月日	令和 年 月 日
総合所見	
点検担当者	
学園立会者	氏 名 印